

議案第9号

匝瑳市債権管理条例の制定について

匝瑳市債権管理条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市債権管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とし、その債権の管理に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるもの及び法令の定めにより地方税法（昭和25年法律第226号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 私債権等 市の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令との関係)

第3条 私債権等の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又はこれらに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長、病院事業の管理者及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、法令、条例及びこれらに基づく規則の定めるところにより、私債権等を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、私債権等を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）を整備しなければならない。

(督促)

第6条 市長等は、私債権等について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第7条 市長等は、私債権等について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の2から第171条の4までに規定する強制執行、保全及び取立てに関し必要な措置並びに令第171条の5から第171条の7までに規定する徴収停止、履行期限の延長及び債務の免除については、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより行わなければならない。

(債権の放棄)

第8条 市長等は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、相当の期間を経ても、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が令第171条の2に規定する強制執行等をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が相続財産管理人による清算をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき(当該債権について保証人の保証があるときを除く。)
- (5) 令第171条の2に規定する強制執行等の措置をとっても、なお完全に履行されず、当該強制執行等の措置が終了した場合において、債務者が無

資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

(6) 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。

(7) 私債権等の消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。

(8) 私債権等の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認められるとき。

(9) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から前各号までに掲げる事由がない場合を除く。）。

(報告)

第9条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。